



No.51

Batton

The best attended top team of next

～介護保険のあれこれ～

そのI

地域医療福祉連携室 医療社会事業士

介護保険は、40歳以上のだれもが加入する公的保険です。

当院では、早いタイミングでこの保険について知ってもらう活動を行っており、必要な方には申請をすすめています。

介護保険は、介護サービスを自宅や施設で利用する時に、サービスの料金が1割負担ですむという便利さがあります。ただ、加入しているだけでは使えません。

① 申請 ② 要介護認定を受けてケアプランを作成する、の2つの手続きが必要となります。

① 申請 ～お住まいの市町村の介護保険の係に申請をします～

ご本人が行くことが出来ない場合は、ご家族が代わりに行なえます。

65歳以上の方は介護保険証が送られてきていると思いますので持参して下さい。（見当たらないときは申し出すれば再発行が可能です）

40歳以上65歳未満の方は特定の病気のみ申請となりますので、あらかじめ確認する必要があります。

～申請をすると、2つの流れが発生します～

1つは「認定調査」といい、市町村の調査員がご本人に会って行ないます。

認定調査は、その方にどの程度介護が必要かの判断材料ですので、遠慮せずに現状をそのままお話ししましょう。

もう1つは「介護保険の医師意見書」です。市町村は、申請のときに指定した“かかりつけ医”に、書類の記入依頼をします。

しばらく受診していない場合は、事前にかかりつけ医に、一言連絡しておくスムーズでしょう。以上の手続きは無料です。

そのII に続く...

北上済生会病院にご紹介いただいた数

平成26年3月・4月にご紹介いただいた患者さんは516件でした。

地域医療福祉連携室を経由してご紹介いただきました件数は379件です。

ご紹介ありがとうございました。



お問い合わせ先：北上済生会病院 地域医療福祉連携室
電話：0197-64-7722（内線 1220・1221・1530・1531）
FAX：0197-64-1133（直通）

